

社会福祉法人旭福社会 奨学金返済支援制度規程

第1条（目的）

本規程は、社会福祉法人旭福社会（以下「法人」という。）において、人材確保および定着促進を目的とし、奨学金の返済義務を負う既卒者を雇用するために、返済資金の相当額を法人から貸与することでその返済を支援する制度（以下「奨学金返済支援制度」という。）について定めるものである。

第2条（対象者）

次の要件をすべて満たす者を対象とする。

1. 介護福祉士、看護師、社会福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、その他法人が必要と認める職種で正職員として勤務する者
2. 奨学金の返済義務を負っている者
3. 法人で一定期間勤務する意思を有する者
4. 法人との面接および選考を経て、支援対象者としての適格性が認められた者

第3条（支援内容）

1. 法人は対象者の奨学金返済の全部または一部を貸与することで支援する。
（ただし、新規採用者月額上限を 30,000 円、在職職員月額上限を 10,000 円とする）
2. 支援金額および支援期間は、法人と対象者の協議により定めるものとし、これを「奨学金返済支援契約」において明記する。対象者が3年以上勤務する場合でも、奨学金の返済が完了するまで法人が支援を継続する。
3. 法人は、対象者の毎月の奨学金返済額を貸与し、法人から貸与機関等へ直接支払う方法、または対象者へ毎月貸与する方法のいずれかとする。ただし、支援の継続は、対象者が一定の勤務成績を維持し、法人の定める基準を満たしていることを条件とする。
4. 支援は貸与型とし、一定の条件を満たす場合に返済義務を免除する。

5. 産前産後休業、育児休業、介護休業等の法定休業期間中は、支援を一時停止する。休業期間終了後に復職した場合、支援を再開するものとし、休業期間分の勤務義務期間を延長する。

第4条（勤務義務および返済免除）

1. 対象者は、法人に対して一定期間（原則3年間）継続して勤務するものとする。ただし、以下の例外的なケースでは、勤務義務期間の短縮や返還義務の軽減を検討することができる。
 - 健康上の理由による勤務継続の困難
 - 法人側の事情による雇用継続の困難
2. 期間満了時点で対象者の勤務が継続している場合、法人は対象者に対し、奨学金返済支援契約に定める貸与金額全額の返還債務を免除する。
3. やむを得ない事由を除き、期間満了前に退職した場合、法人が負担した奨学金返済相当額である貸与金の一部または全部を返還する義務を負う。
4. 退職時の返還義務について、以下の段階的基準を設ける。
 - 1年未満で退職した場合：法人が負担した支援額の100%を返還
 - 1年以上2年未満で退職した場合：50%を返還
 - 2年以上3年未満で退職した場合：25%を返還
 - 3年以上勤務した場合：法人の支援額は全額免除

第5条（細則）

1. 支援対象者は、法人の指示に基づき適正な業務を遂行し、勤務成績や態度が不良でない限り、本制度を受け続けることができる。
2. 支援金の貸与方法および時期は、別途合意に基づくものとする。
3. 本細則は法人理事会の承認を経て、随時改定することができる。

第6条（基本合意および契約の締結）

1. 支援対象者は、法人と「奨学金返済支援に関する基本合意書」を締結し、本制度の詳細および勤務義務に関する内容を確認する。
2. 基本合意書締結後、1 か月以内に具体的な貸与支援額、支援期間等について協議の上、「奨学金返済支援契約」を締結するものとする。

第7条（その他）

1. 本規程に定めのない事項は、法人理事長の判断により定めるものとする。
2. 本規程は、2025 年 6 月 24 日より施行する。